

令和6年度

岩手山麓農業水利事業

北上川横断逆サイホン機能診断業務

特 別 仕 様 書

東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 岩手山麓農業水利事業 北上川横断逆サイホン機能診断業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、岩手山麓農業水利事業計画に基づき、北上川横断逆サイホンの機能保全を目的とした変状箇所の調査及び応急補修の設計を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする位置は、岩手県滝沢市築平及び盛岡市玉山地内であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地への立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1. 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある。
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。
 - ②人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
 - 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
4. 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

設計共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおりに、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 1－6 条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- （1）審査項目 a）～ c）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- （2）審査項目 d）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- （3）その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- （4）業務成果品のミス、不備 等

（一般事項）

第 1－7 条 業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないように留意するものとする。
2. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
3. 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
4. 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（管理技術者）

第 1－8 条 管理技術者は、設計共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、 農業－農業農村工学

	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

（照査技術者）

第1－9条

1. 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士（コンクリート構造分野）以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2. 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。
また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1－10条 担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1－11条 設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第1－12条 受注者は、設計共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

（適用する図書）

第2－1条 設計の基本的事項に関しては、次表に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準 設計 「パイプライン」	(社)農業農村工学会	平成21年3月
2	土地改良事業計画設計基準 設計 「水路工」	(社)農業農村工学会	平成26年3月

(設計対象施設及び設計条件)

第2-2条 設計対象施設の諸元は、次のとおりである。

名称：北上川横断逆サイホン

延長：L=721.7m（うち北上川横断水管橋 L=165.2m）

流量：Q=7.6m³/s

水管橋上部工：鋼管φ2,000mm（単純ビーム及び部分トラス橋）

水管橋下部工：現場打ち独立ピア4脚（1号橋脚：ケーソン基礎、2～4号橋脚：RC杭基礎）

(参考図書)

第2-3条 本業務の参考とする図書は、特別仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル「開水路編」	(一社)農業土木事業協会	令和5年3月
2	農業水利施設の長寿命化のための手引き	(一社)農業土木事業協会	平成27年11月

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	平成30年度 岩手山麓農業水利事業 北上川横断逆サイホン促進業務	1式

(貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-4条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

1. 貸与資料の記載事項において相互の矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(設計作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表」（作業実施欄）に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
現地調査	1 式	
資料の検討	1 式	
応急的補修診断調査	7箇所	
応急的補修設計	1 式	
図面の作成	1 式	
数量計算	1 式	
概算工事費算定	1 式	
照査	1 式	
点検とりまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督

職員の承諾を得るものとする。

3. 第2－3条、第2－4条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
4. 本業務実施に際して、施設管理者（岩手山麓土地改良区）の要望・意見の聞き取りを行い、その結果を監督職員と十分打合せのうえ業務を進めるものとする。
5. 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - （1）農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
 - （2）新技術情報システム（NETIS）については、
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
6. 応急的補修設計に当たり、別途、図面の作成及び数量計算が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
7. 数量計算に当たっては、土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事、施設機械工事）に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条 契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト <https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/index.html>）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものである。

- （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。
 - 1）設計条件・前提条件
 - 2）業務計画の妥当性
 - 3）スケジュール
 - 4）設計変更内容
 - 5）その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等
会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。
- （2）業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

2. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

3. 工事円滑化会議及び設計変更確認会議

- (1) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト <https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/index.html>）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。
- なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3－4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性 確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html」)によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に(URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（調査結果報告、諸元決定段階）
- 第3回 中間打合せ（計画・設計段階）
- 第4回 中間打合せ（細部設計段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）：正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部を提出するものとする。

2. 成果物の出力：1部（電子媒体の出力。市販のA-4版ファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県滝沢市篠木待場80番地
東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第2-2条に示す「設計対象施設及び設計条件」に変更が生じた場合。
2. 第3-1条に示す「設計作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
3. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
4. 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
5. 履行期間に変更が生じた場合。
6. 関係機関等対外的協議等により、現地調査箇所や設計等に変更が生じた場合。
また、構造計算や図面に修正が生じた場合。
7. 水替等の仮設が必要となった場合。
8. その他

第7章 定めなき事項

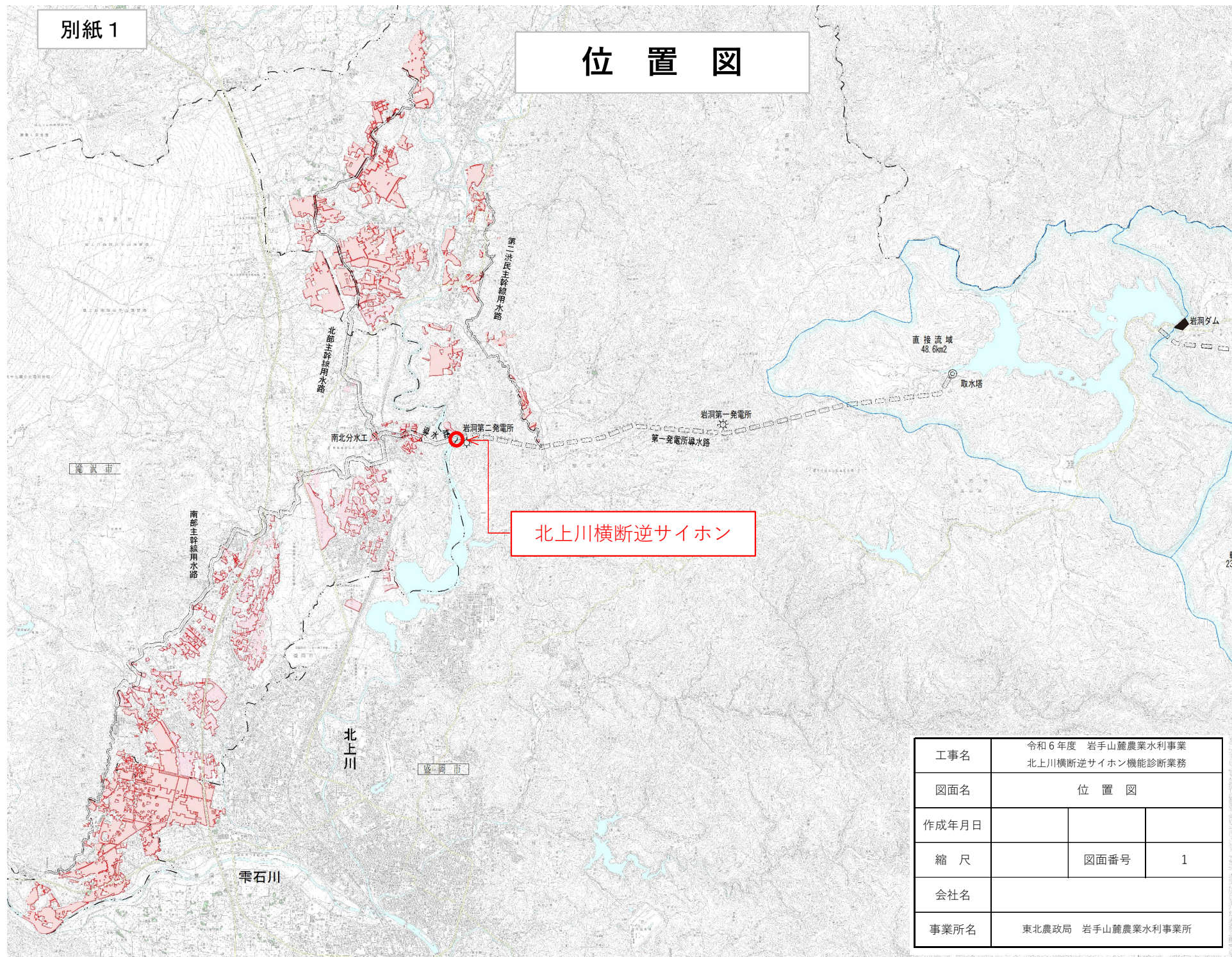
(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(技術提案書の取り扱い)

第7－2条 技術提案書及び技術提案内容は、秘匿を要する入札関係書類となることから、業務計画書にそのまま直接転記し記述することや業務計画書の添付資料として監督員等発注者に提出することがないよう留意する。また受注者は技術提案内容を適切かつ確実に業務計画書に反映し業務を実施するとともに、完了検査時に技術提案内容の履行状況を確認できる資料を1部準備し、検査官の確認を受けるよう留意する。

位置図



工事名	令和 6 年度 岩手山麓農業水利事業 北上川横断逆サイホン機能診断業務		
図面名	位 置 図		
作成年月日			
縮 尺		図面番号	1
会社名			
事業所名	東北農政局 岩手山麓農業水利事業所		

【作業項目内訳表】

作業項目		作業内容	作業実施欄
1.	現地調査	現地調査(水平部:内外面)及び施設管理者(土地改良区)への聞き取りにより現況施設の状況を把握する。	○
2.	資料の検討	設計のための資料収集及び貸与資料(前回機能診断調査業務報告書)の内容を把握する。	○
3.	応急的補修診断調査	施設管理者(土地改良区)が把握している現況施設の機能変状(不具合)箇所の機能診断を行い劣化要因を特定するとともに、応急的補修が必要な箇所及び範囲を特定する。 なお、応急的補修とは現況施設の機能を概ね10年間維持することを目的に実施する補修とする。 機能変状(不具合)状況を以下に示す。 ○鋼製管接手からの漏水 3箇所 ・トラス橋中間部接手 ・3号橋脚と4号橋脚の中間部接手(4号橋脚寄り) ・6号固定台上流側接手 ○橋脚天端コンクリート劣化 4箇所 ・1号～4号橋天端部分	○
4.	応急的補修設計	上記3.にて特定した応急的補修箇所及び範囲、劣化要因に対応する補修工法等を設計する。検討項目は以下のとおり。 ①漏水対策の検討 鋼製管接手部からの漏水要因を特定するとともに、有効な対策手法(工法)を検討する。 ②コンクリート劣化対策の検討 橋脚天端のコンクリート劣化要因を特定するとともに、有効な対策手法(工法)を検討する。 ③その他応急補修の検討 施設の機能維持に必要な鋼製管の部分塗装・補強等を検討する。 ④仮設計画の検討 ①②③で検討した応急補修を実施するために必要な、仮設計画を検討する。 なお、この仮設計画は、河川協議の対象であることから、河川法及び河川構造令に準拠すること。 ⑤総合検討 ④により、応急補修方法(工法)と必要な仮設計画について、機能性や経済性(インシヤルコスト)を総合的に検討し案を作成するとともに、施設管理者(土地改良区)と打ち合わせ最終案を確定する。	○
5.	図面の作成	位置図、構造図、工法詳細図、仮設計画図等を作成する。	○
6.	数量計算	工事実施に必要な数量計算を行う。	○
7.	概算工事費算定	実施設計に基づく概算工事の算定を行う。	○
8.	照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
9.	点検とりまとめ	数量計算及び成果資料、図面の点検とりまとめを行い、報告書を作成する。	○

※1. 現地調査の範囲としては、水平部(内外面)とする。